

自己負担限度額の区分が変更となりました

8月1日（土）から変更される介護保険の制度について

■高額介護サービス費における現役並み所得の区分の導入について

8月1日（土）から、介護保険被保険者の高額介護サービス費における自己負担限度額の所得区分が変更されました。

介護サービスを利用するときに支払う利用者負担は、所得などに応じて自己負担限度額（1か月当たりの上限額）が設定されています。今まで一般的な所得の人の1か月当たりの自己負担限度額は3万7,200円としていました。その中でも現役並み所得（前年度の課税所得金額が145万円以上）に相当する人がいる世帯に限定して、1か月当たりの自己負担限度額が4万4,400円になりました。

■「介護保険負担限度額認定証」の交付要件が変わります

これまで住民税非課税世帯の介護サービス利用者については、介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）や短

期入所サービスを利用する場合の食費、部屋代の負担が軽減される「介護保険負担限度額認定証」を申請に基づき交付していましたが、介護保険法の改正により8月1日（土）から交付要件が次のとおり変更になりました。

●8月1日（土）からの交付要件

- ① 住民税非課税世帯であること
- ② 配偶者が住民税非課税であること
- ③ 預貯金などの額が次の基準額を超えないこと

- ・ 配偶者がいる人
- 本人と配偶者の預貯金などの合計が
- 2,000万円
- ・ 配偶者がいない人
- 1,000万円

※認定証の交付を受けようとする人と配偶者が別世帯であっても、配偶者に住民税が課税されている場合には交付の対象にはなりません。

▼お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114

（内線141・142）

✉k1g107@town.kosa.lg.jp

■8月1日（土）以降の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額 (1か月当たり)
現役並み所得（新設）※	44,400円 (世帯単位)
一般	37,200円 (世帯単位)
住民税非課税世帯	24,600円 (世帯単位)
住民税非課税世帯であって同一世帯内の介護認定を受けている人全員の年金収入が80万円以下	15,000円 (個人単位)

※現役並み所得に該当する世帯で、同一世帯内の被保険者が1人の場合は前年度の収入額が383万円未満、2人以上の場合は前年度の収入額が520万円未満の場合は、申請により「一般」の所得区分が適用されます。

2つの臨時給付金が支給されます

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

所得の低い人や子育て世帯への消費税率引き上げによる負担を緩和するための臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

平成27年度に支給される2つの給付金は、どちらの要件にも該当する人は、それぞれ申請をすれば両方

とも受け取ることができます。

申請期間などは各市町村ごとに異なり、原則として申請期間外の申請は受け付けができません。

本町で申請する人は、あらかじめ要件や申請期限などを確認して、お早めに町福祉課まで申し込みください。

臨時福祉給付金

所得の低い人の負担を緩和する給付金

●支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されていない人

※課税されている人に生活の面倒を見てもらっている人（住民税において、扶養されている人）や生活保護の受給者は対象となりません。

●支給額

1人につき6,000円

●基準日

平成27年1月1日（木）

●申請期間

8月30日（日）～平成28年1月29日（金）

●提出書類

申請書（8月20日〈木〉ごろに郵送します）

※詳しい受付日程や、準備していただくものについては別途お知らせします。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和する給付金

●支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給する人
※特例給付（児童手当の所得制限額以上の人に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給する人は対象となりません。

●対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

●支給額

対象児童1人につき3,000円

●基準日

平成27年5月31日（日）

●申請期限

12月14日（月）

●提出書類

申請書（児童手当の現況届を町へ提出されている人には送付しています）

●給付金の受け取り方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。

●お問い合わせ先

・申請方法についてのお問い合わせ先 町福祉課 ☎096 - 234 - 1154（内線143） ✉klg205@town.kosa.lg.jp

・制度に関するお問い合わせ先 厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル ☎0570 - 037 - 192